

新しい 〔食品表示の義務化情報〕 2020年完全義務化にむけて新食品表示が本格的に移行開始 製造所固有記号の制度

2016年4月1日に消費者庁から、新たな製造所の固有記号の表示制度が施行されました。わかりやすく紹介いたします。

新たな製造所固有記号制度のポイント

1 同一の製品を2つ以上の製造所で製造する場合に使用ができます。

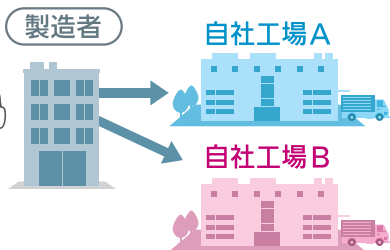
製造所の表示は所在地と名称を表示することになっていますが、例外として固有記号と呼ばれる記号で表示することもできます。新たな製造所固有記号の制度において「+」を頭につけて表示します。



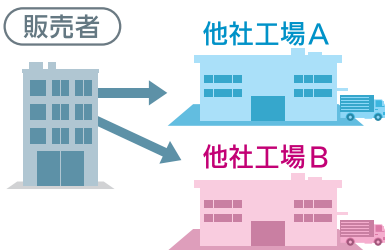
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存ください
販売者	〇〇〇〇〇株式会社 +FU1 — 製造所固有記号です 東京都中央区包装町 1-2-3 TEL03-000-0000



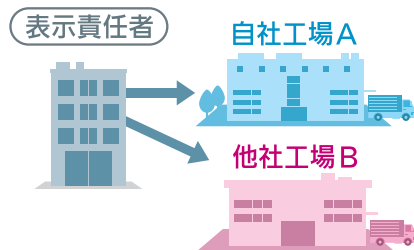
「2つ以上の製造所」にはこんな場合があります。



自社の2つ以上の工場で製造している場合

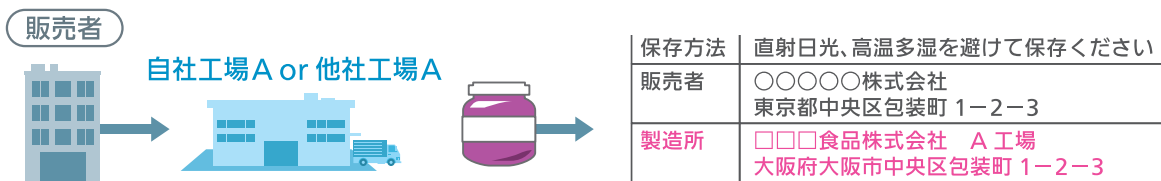


他社に委託して2つ以上の工場
製造している場合



自社の工場と他社に製造を委託した工場
製造している場合

※ 1か所で製造している場合は製造所の名前と所在地を記載しなければなりません。



2 消費者からの問い合わせに対し応える義務があります。

★ 製造所固有記号が表す所在地と製造所名を回答できる電話番号を表示。

販売者	〇〇〇〇〇株式会社 +MB 東京都中央区包装町 1-2-3 TEL03-000-0000
-----	----------------------------------------------------

★ 製造所固有記号が表す所在地と製造所名を表示したウェブサイトアドレス。

販売者	〇〇〇〇〇株式会社 +MB 東京都中央区包装町 1-2-3
-----	----------------------------------

製造所についてはこちらを参考。
<http://www.osp.co.jp/osptopnews/>

★ すべての製造所固有記号が表す所在地と製造所名を表示。

販売者	〇〇〇〇〇株式会社 +MB 東京都中央区包装町 1-2-3
-----	----------------------------------

製造所一覧
+MB 北海道札幌市……
+SN 青森県弘前市……
+AA 新潟県新潟市……



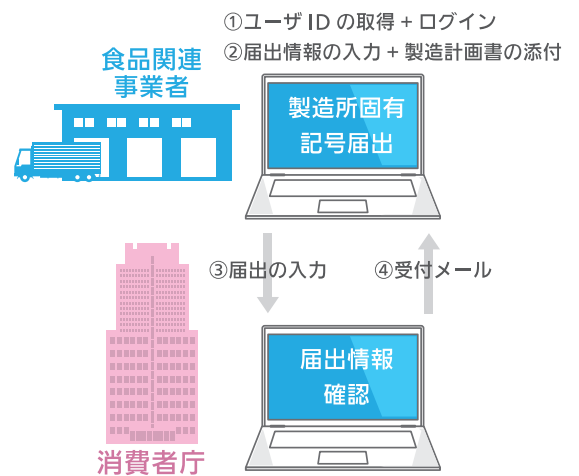
はい。
+MB は札幌市の
●●工場になります。

3 固有記号の届出と表示方法が変わります。

消費者庁がデータベースを新たに開設。製造所固有記号の届出がデータベースにおいて、オンラインで手続き可能に。



◀ 消費者が届出データベースから、検索もできます。

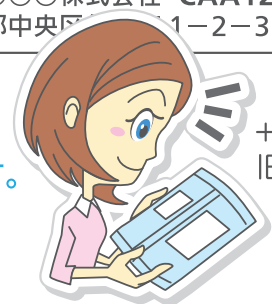


〔表示方法〕

★ 新たな製造所固有記号制度においては、「+」を頭につけて表示します。

新表示	旧表示
重 100g	重 100g
期限 枠外上部に記載	期限 枠外上部に記載
保存方法 直射日光、高温多湿を避けて保存ください	保存方法 直射日光、高温多湿を避けて保存ください
販売者 〇〇〇〇〇株式会社 +CAA123 東京都中央区包装町 1-2-3	販売者 〇〇〇〇〇株式会社 CAA123 東京都中央区包装町 1-2-3

経過措置のあいだ、新旧の製造所固有記号が併用されることを考え、新旧どちらの制度に基づくものをわかりやすく、判断するものです。



まずは製造所固有記号を使用できるかご確認をお願いします。

新食品表示のシール・ラベルはおまかせください!

